

# 保全ニュース 九州

第26号 (2009年10月)

## 目次

- 九州地区保全連絡会議を各地で開催
- 保全実態調査へのご協力ありがとうございました。
- 建物のアスベスト含有建材の調査はお済みですか？
- 冬の省エネ ■建物の不具合をなくしましょう (その3)
- 営繕事務所だより(熊本営繕事務所)

平成21年度

官庁施設の施設管理者の方を対象に

# 保全連絡会議を九州各地で開催！

平成21年度九州地区官庁施設保全連絡会議を開催しました。国家機関等のブロック機関を対象とした連絡会議を6月に、実際に施設(建物)を管理されている保全担当者を対象とした連絡会議を7月に開催し、建築物の法定点検、庁舎の省エネルギーについて等の議事を行いました。また、今後の当会議有効活用のため、アンケートを実施させていただきました。その主なご意見は以下のとおりです。



会議風景

- ・予算が厳しい中で、保全計画を作成することは難しい。
- ・地球温暖化対策については、目新しいものがあれば随時資料提供を頂きたい。
- ・資料が見つらい。もう少し詳しい話が聞きたかった。

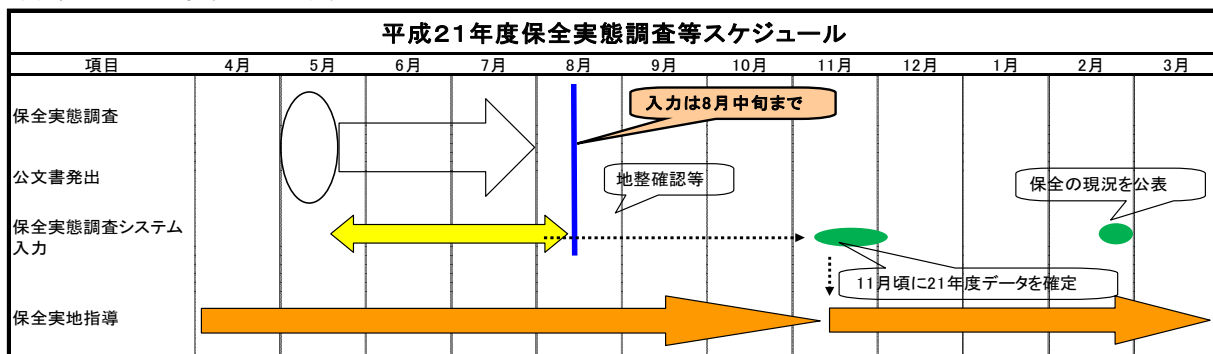
この他「取り上げてほしい議題」なども頂きましたので、今後の会議に参考とさせていただきます。また、会議終了後には各会場で「相談コーナー」を設け相談を受けました。

なお、庁舎等の建築の保全に関する質問や相談などございましたら、いつでもお気軽にご相談ください。最後に、庁舎の適正な保全をよろしくお願いますと共に、会議への参加ありがとうございました。

地区名	日程	開催地	参加機関数					参加人数				
			ブロック機関	現地官署	独立行政法人	公共団体	計	ブロック機関	現地官署	独立行政法人	公共団体	計
九州ブロック	6月16日	福岡市	33	0	0	0	33	39	0	0	0	39
福岡・佐賀	7月10日	福岡市	11	49	1	5	66	12	59	1	6	78
長崎	7月14日	長崎市	3	19	2	3	27	4	22	3	4	33
熊本	7月13日	熊本市	8	23	3	2	36	12	27	3	4	46
大分	7月23日	大分市	2	18	0	2	22	3	23	0	3	29
宮崎	7月24日	宮崎市	2	16	1	2	21	4	18	1	3	26
鹿児島	7月15日	鹿児島市	3	20	1	3	27	4	23	1	4	32
計			62	145	8	17	232	78	172	9	24	283

# 保全実態調査へのご協力、ありがとうございました。

平成21年度の保全実態調査は、8月14日に終了しました。国土交通省では、現在データのチェックをしており、確定を11月頃に予定しています。確定後は、保全業務支援システムにログインし、「保全実態調査情報管理」の「保全実態調査評価・分析機能」の「2009」年度で施設を検索すると、平成21年度の保全状況診断書とエネルギー使用量等の確認ができ、施設の状況が把握できます。



# 建物のアスベスト含有建材の調査はお済ですか？

国土交通省では、国家機関の建築物等における吹付けアスベスト等(「吹付けアスベスト」及び「アスベストを含有する吹付けロックウール」をいう)の使用実態について調査および、措置状況のフォローアップをおこなっていますが、使用状況が不明な施設及び未対策施設が確認されています。アスベストについて最近の動向を紹介したいと思います。

## ◆アスベストの種類は

種類は、  
「クリソタイル等」  
アモサイト、クリソタイル、クロシドライト  
「トレモライト等」  
アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト、

アスベスト及びこれを  
その重量の0.1%を  
超えて含有する物

「アスベスト含有建材」という  
石綿障害予防規則(平成17年度厚生労働省令第21号)に基づく規制の対象

## ◆最近「トレモライト等」の検出の事実が判明

吹付け建築資材等に使用されたアスベストは、主にクリソタイル等とし含有分析調査では、**トレモライト等**を対象としていない場合があります。

しかし、最近の調査で**トレモライト等**が含有されている事例があり、厚生労働省よりクリソタイル等、**トレモライト等**両方の調査分析の徹底が求められています。(「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」(以下「基安化発第0206003号」))

## ◆これからの調査は

吹付け材におけるアスベスト含有分析調査(アスベスト含有建材の処理工事における施工調査を含む。以下、同じ。)をこれから実施する際には、対象をクリソタイル等に限定することなく、**トレモライト等を含むすべての種類のアスベスト**としてください。分析調査の方法は、平成18年8月21日付け厚生労働省基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」において、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」(以下、「JIS法」という。)等が示されています。

## ◆過去に実施した調査については

- 1、過去に実施した分析調査については、**トレモライト等**が対象となっているか速やかに確認してください。確認方法としては、調査結果資料の確認、分析調査機関等へのヒアリング等があります。なお、既に除去、囲い込み及び封じ込めの飛散防止措置を講じている場合は、当該部位について改めて確認する必要はありません。
- 2、クリソタイル等のみを対象としていることが判明した場合は、基安化発第0206003号に基づきJIS法により**トレモライト等**を対象として分析調査を行い、アスベストの使用の有無の確認に努めてください。

## ◆平成22年度までに調査を実施してください。

吹付けアスベスト等の未確認施設については平成22年度までに、分析調査を実施し、含有の有無を確認していただき、含有されればすみやかに撤去等の対応をお願いします。

## ◆その他アスベスト対策に関する留意事項

国家機関の建築物等における吹付けアスベスト等の使用実態の把握については、平成17年7月29日付け国営保第25号「既存官庁施設における吹付けアスベスト等に関する調査について」、平成17年9月30日付け国営保第32号「既存官庁施設における吹付けアスベスト等の使用実態及び施設の適正な保全の実施について」及び平成18年10月28日付け事務連絡により依頼してきたところですが、平成19年12月にアスベスト調査に関して総務省より関係省庁に対して、「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」がなされました。勧告においてエレベーターの昇降路等の建築設備にもアスベストが使用されている可能性があること等の指摘がなされおり、については使用実態把握の充実にあたり、これら部位にも留意し、建築物全体の確認に十分努めてください。



鉄骨耐火被覆

■国家機関の建築物等における吹付けアスベスト等の使用実態に関する調査(フォローアップ)結果について 平成21年7月17日  
<[http://www.mlit.go.jp/report/press/eizen03\\_hh\\_000008.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/eizen03_hh_000008.html)>

■アスベストの分析方法  
JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」については、次のホームページで検索して閲覧できます。  
<<http://www.jisc.go.jp/app/JPS/JPSO0020.html>>

■アスベスト分析機関  
次のホームページをご参照ください。  
<<http://www.jawe.or.jp/jigyou/seido-s/ishiwata/index.html>>



# 冬の省エネ



秋です。これから季節は冬に向かいます。  
地球温暖化問題は国際的な重要課題のひとつであり、今後、益々**厳しい省エネルギー対策**が求められることになるかと思えます。

冷房では薄着も限界がありますが、暖房ではたくさん着込むこと（**ウォームビズ**）によって暖房温度をかなり低めに設定（業務に支障の無い程度**19℃以下**設定）することが可能となります。

手がかじかまない程度（やりすぎ？）まで**ガマン**すれば大きな**省エネ**になります。冬は夏以上に外の気温（九州の特殊な地域を除く設計用外気温度は0℃～3℃）と室内の温度（例えば19℃でも）に大きな差があり、夏のように2～3℃下げても目に見えた省エネルギーとはなりません。外の気温と室内の温度は、夏が6℃差、冬が18℃差であり、夏の室内設定温度を2℃上げること（26℃を28℃へ）と冬の室内設定温度を6℃下げること（22℃を16℃へ）で同じ省エネとなります。

夏のように室内設定温度を数度変えるだけでは大きなエネルギー削減とはなりません。できるだけ**ガマン**して**設定温度を下げ**、**大きな省エネ**を目指しましょう。

また、夏と同様に暖房の**運転時間を短縮**することで未運転時間分が省エネとなります。**暖房期間を短縮**（暖房の運転開始日を遅らせたり、終了日を早めたり）しましょう。また、1日の**暖房時間の短縮**を工夫しましょう。

次の世代に良好な地球環境を残すため、地球温暖化・省エネ対策を着実に進めていきましょう。

## ～ 省エネのポイント～

- ◆冬は**ウォームビズ**で
- ◆暖房温度の設定は**19℃以下**に
- ◆暖房**運転時間**を見直す
- ◆未使用時の部屋は**暖房しない**
- ◆暖房時に**窓・扉**を閉める
- ◆日没後は**ブラインド**を降ろす

※上記の内容は「地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き」から部分的に引用しました。手引きは保全業務支援システム(BIMMS-N)の保全技術情報等提供からダウンロードできるほか、国土交通省のホームページからもダウンロードできますのでご参照下さい。詳細は、以下のリンク先をご覧ください。  
([http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/ondanka\\_tebiki.pdf](http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/ondanka_tebiki.pdf)) PDFファイル 1,943KB  
※営繕部では国家機関の施設を対象に、手引きを用いた運用改善、省エネ改修による温室効果ガス削減量の算定等のアドバイスを実施していますので、詳しくは担当窓口までご連絡ください。  
(担当窓口：九州地方整備局営繕部計画課 092-476-3535 (ダイヤルイン))





# 建物の不具合をなくしましょう!

(その3)



建物の各部位の紹介とその部位についての保全の注意点についてシリーズでお知らせします。今回は、「制御盤類・発信機」です。制御盤類・発信機のランプは、ランプで表示することによって非常に重要なサインを皆さんに送っています。ランプ切れをあとどるなかれ。

- ・盤類に損傷、変形、腐食、表示ランプ切れ等がないか。【目視】
  - ・発信機(受信機)等の機器の異常がないか。【目視】
- 点検項目は……

・制御盤は、空調機やポンプなどの電動機を制御するために必要な各種の計器類をおさめたものをいい、その状態を表示灯で確認します。



制御盤の表示灯  
ランプ切れ

緑: 停止中  
赤: 運転中  
橙: 故障

・発信機は、通路や廊下などに設置されていて、火災発見者が火災を知らせるためのスイッチをいい、その設置場所を表示灯で確認します。



ベル

女子便所

発信機

発信機の表示灯  
ランプ切れ  
発信機の場所を  
知らせる表示灯

## ～営繕事務所だより(14)～ 熊本営繕事務所



《地域の国家機関の皆様を支援する九州地方整備局の営繕事務所(長崎、熊本、鹿児島)及び本局からの情報を紹介しています。今回は「熊本営繕事務所」から自動ドアについての情報提供です。》

熊本営繕事務所は、熊本県及び大分県を管轄しており、平成21年度に入り工事監理や保全指導、相談業務に益々力を入れているところです。数年前、民間ビルで事故が起きて以降、保全指導等で確認させて頂いている項目の一つに、自動ドアの安全性があります。自動ドアを通過する際に立ち止まるなどした場合に手足を挟み込まれる事はよく知られており、ほとんどの自動ドアで対策がされていますが、それ以外にも固定された壁や柱との間に手を挟むなどの事故が起きています。このための対策として、新たに自動ドアを設ける場合は、開くドア部分に人が触れることが出来ないように柵などを設けています。既存の自動ドアの場合、同じように柵を設ける工事をする必要がありますが、それまでの間に応急措置として、柵や傘立て等を設けて、人が近づけないようにしておくのも一つの手段です。その際に柵などの下の部分に空間があると子供が進入する可能性もあるので、形状も考える必要があります。来庁する方の安全の為にレイアウト変更をしてみたいかがでしょう。



未対応の自動ドア



傘立てを置いた場合

### 事務局

九州地方整備局営繕部 保全指導・監督室 保全指導係  
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7  
TEL 092-476-3539  
FAX 092-476-3488  
E-メールアドレス tatemono-hozen@qsr.mlit.go.jp

### 長崎営繕事務所

〒852-8024  
熊本営繕事務所  
〒862-0971  
鹿児島営繕事務所  
〒892-0816

### 技術課

TEL 095-861-5251  
長崎市花園町26-11  
技術課 TEL 096-366-2200  
熊本市大江3-1-53  
技術課 TEL 099-222-5188  
鹿児島市山下町13-21